

東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

前文中「こたえる」を「応える」に改める。

第2条第2号中「以下」を「第7条第2号及び第15条第1項において」に改める。

第7条第2号中「で、特定」を「であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定」に改め、同条第7号中「の者」を「のもの」に改める。

第8条第2項中「、特定」を「、氏名、生年月日その他の特定」に改める。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条第1項中「に第三者」の次に「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下この項において「第三者等」という。）」を加え、「当該第三者」を「当該第三者等」に改める。

第20条第1号中「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改める。

第21条第2項中「実施機関」を「審査庁」に改める。

第22条第3項中「審査庁」を「諮問庁」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。